

古河市市外通学者給食費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、給食費無償化の対象とならない市外の小中学校に通学する児童生徒の保護者に対し、市外通学者給食費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該年度の3月1日において市内に住所を有すること。
- (2) 市外の学校に通学する児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）の保護者であること。
- (3) 対象児童生徒が在籍する学校で学校給食の提供があり、給食費を負担していること。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付の対象として適当でないと市長が認める者については、助成対象者とししない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号のいずれか少ない方の額とする。

- (1) 次条に定める助成対象期間中に助成対象者が給食費として実際に負担した額から、同期間中に国、県、市その他公共団体から交付を受けた同様の補助金等の額を差し引いた額

- (2) 別表に定める単価に、別に定める学校給食実施回数を乗じて得た額
- (助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までのうち助成対象者が市内に住所を有している期間とする。

(助成金の交付申請及び請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市外通学者給食費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに申請しなければならない。

- (1) 給食費証明書(様式第2号)
- (2) 振込先の通帳の写し等口座情報が分かるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、速やかに内容を審査し、適当であると認めるときは市外通学者給食費助成金交付決定通知書(様式第3号)により、不適当であると認めるときは市外通学者給食費助成金不支給決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかにこれを交付するものとする。

(変更届)

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第6条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、市外通学者給食費助成金変更届(様式第5号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、市外通学者給食費助成金交付決定取消通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年10月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の給食費から適用する。

別表（第 4 条関係）

学校区分	単価
小学校、義務教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部）	210円
中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）	240円

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

申請者 保護者住所
保護者氏名 印
（自署又は記名押印）
電話番号

市外通学者給食費助成金交付申請書兼請求書

市外通学者給食費助成金の交付を受けたいので、古河市市外通学者給食費助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請（請求）します。

1 児童生徒名等

対象児童生徒	フリガナ		学校名	
	氏名		学年	
給食費支払額	円 (A) ※給食費証明書中の合計(A)から転記			
国、県、市その他公共 団体からの補助金等	☐ 有・ ☐ 無	補助金等名称		
		補助金等額	円 (B)	
		(A) - (B)	円 (C)	
助成金申請 (請求) 額	円 ※(C)と単価に学校給食実施回数を乗じて得た額のうち少ない方の額を記載			

2 振込先（添付書類：通帳の写し等口座情報が分かるもの）

金融機関名		支店等名	
種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

【誓約・同意事項】

- ・助成金の審査に当たり、古河市が住民基本台帳その他必要な公簿の確認を行うことに同意します。
- ・申請書の不備により手続が完了せず、かつ、3月31日までに確認ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ・助成金支給後、偽りその他不正の手段により支給を受けたことが判明し、支給決定が取り消された場合は、速やかに助成金を返還します。

様式第2号（第6条関係）

給食費証明書

（保護者記入欄）

給食費支払額

月	給食費	月	給食費
4月分	円	10月分	円
5月分	円	11月分	円
6月分	円	12月分	円
7月分	円	1月分	円
8月分	円	2月分	円
9月分	円	3月分	円
		合計(A)	円

上記について証明くださるようお願いします。

様

年 月 日

保 護 者 住所

氏名

児童生徒 氏名 (年)

（学校等記入欄）

上記について、証明いたします。

年 月 日

証明者（学校長等）

学 校 等 名

氏 名



様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

古河市長



市外通学者給食費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市外通学者給食費助成金については、古河市市外通学者給食費助成金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付決定したので通知します。

1 対象児童生徒の氏名

2 助成金交付決定額 円

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

古河市長



市外通学者給食費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市外通学者給食費助成金については、古河市市外通学者給食費助成金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり不交付と決定したので通知します。

- 1 対象児童生徒の氏名
- 2 不交付の理由

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

届出者 保護者住所

保護者氏名

印

電話番号

市外通学者給食費助成金変更届

市外通学者給食費助成金の申請内容に変更があったので、古河州市外通学者給食費助成金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

対象児童生徒	フリガナ		学校名	
	氏名		学年	
変更事項				
変更年月日	年 月 日			
変更内容	変更前		変更後	

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

様

古河市長



市外通学者給食費助成金交付決定取消通知書

市外通学者給食費助成金の交付決定を取り消したので、古河市市外通学者給食費助成金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

対象児童生徒	フリガナ		学校名	
	氏名		学年	
交付決定額	円			
取消額	円			
取消理由	(取消理由の事実が発生した日 年 月 日)			
返還を求める額	円			